

瑞穂町新庁舎建設基本設計業務 公募型プロポーザル 質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	審査の評価配点について	第1次審査及び第2次審査における配点方法についてお教えください。(見積書の評価方法も含め)	第1次審査では、実施要領5ページ(11)①審査基準の表中、評価項目「設計事務所の実力」配点50点、「担当チームの能力」配点50点とします。 第2次審査では、第1次審査における「担当チームの能力」配点12点、「業務に対する姿勢、実施方針の妥当性」配点24点、「課題」配点64点とします。 なお、第2次審査における参考見積書は、予算内での契約を確認する目安程度とします。
2	同種・類似業務の優位性について	第1次審査段階において同種業務と類似業務の評価はどの程度差異がありますでしょうか。	基本的に差異はありません。
3	実績要件について	企業及び管理技術者の設計業務実績は、基本及び実施設計業務が必要でしょうか。または、基本設計または実施設計の何れかのみでも実績要件を満足しますでしょうか。	基本及び実施設計、基本設計のみ、実施設計のみ、いずれも実績とみなします。
4	実績要件について	管理技術者の実績要件は意匠設計分野としての実績であっても有効でしょうか。	有効です。
5	技術提案書様式について	技一様式3について、書式はA4サイズとなっていますが、テーマによってA3とすることは不可でしょうか。	様式集17ページ 技一様式3 赤字で記載のとおり、A3判4枚以内とします。
6	実施要領5 第1次審査(9)各様式の記入要領及び注意事項⑨	雇用を証明する書類とは、健康保険「被保険者標準報酬月額決定通知書」でよいか、ご教示ください。	可です。
7	実施要領4 参加資格要件等(1)設計事務所要件⑤	管理技術者及び主任技術者は一級建築士の資格を有するとありますが、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備の主任技術者に必要ということでしょうか、ご教示ください。	貴見のとおりです。
8	実施要領4 参加資格要件等(1)設計事務所要件⑥	庁舎施設とは国交省告示第15号十二(公共施設)第2類警察署、消防署等の庁舎は含むと考えるとよろしいでしょうか、また、設計業務とは実施設計業務と考えるとよろしいでしょうか、ご教示ください。	警察署、消防署等の庁舎は含みます。基本及び実施設計、基本設計のみ、実施設計のみ、いずれも可とします。
9	実施要領5 第1次審査(3)書式等①	用紙は、日本工業規格A4判縦とありますが、(様式3-1)(様式4-1)備考欄にはA3判横1枚とあります。頂いているデータがA4判となっているので、A4判を正と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	様式下部備考欄に記載のとおり、A3判横1枚で作成してください。
10	実施要領5 第1次審査(9)各様式の記入要領及び注意事項	業務実績において、構造規模・業務期間・立場等を証明する契約書、PUBDIS業務カルテ、誓約書(PUBDIS登録のない場合の立場証明)、確認申請書、確認済証、平面図、構造図等の添付は不要でしょうか、ご教示ください。	不要です。
11	実施要領5 第1次審査(9)各様式の記入要領及び注意事項	様式3-1、様式4-1の主要業務について、事務所の実績と管理技術者の実績は同一物件を記載することでもよろしいでしょうか、また、下部備考欄の1 外観・・・2 写真は・・・3 A3判横1枚・・・についての記載は削除して作成してもよろしいでしょうか、ご教示ください。	事務所の実績と管理技術者の実績は同一で構いません。様式下部備考欄の記載は削除せず作成してください。
12	様式3-1、様式4-1業務実績詳細	1件につきA3判横1枚及び代表階平面図A3判横1枚と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
13	設計実績	PFI事業のうちの設計業務は、元請の実績として認定していただけますか。	認定します。
14	事務所および管理技術者の設計業務実績について	延床面積5,000㎡以上の庁舎施設とありますが、警察署庁舎及び消防署庁舎も庁舎施設と考えるとよろしいですか。	警察署庁舎及び消防署庁舎は庁舎施設とみなします。

15	事務所および管理技術者の主要業務実績詳細について	A3判横1枚とご指示ですが、2件の実績を1枚に記載するということがよろしいですか。また、2件の代表階平面図と共に、計3枚と考えてよろしいですか。	作品1件につき設計コンセプトを簡潔に記載したものをA3判横1枚、代表階平面図を添付する場合はA3判横1枚とします。
16	主任技術者の資格について	管理技術者と主任技術者は1級建築士であること。とありますが、電気設備及び機械設備の主任技術者は、どちらか1名が設備設計1級建築士であれば、あと1名は建築設備士の資格でよろしいですか。	不可です。